

著作権法の一部を改正する法律案 概要説明資料

情報通信技術の進展等の著作物等の利用をめぐる環境の変化に対応し、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、電子計算機における著作物の利用に付随する利用、学校その他の教育機関における公衆送信、美術の著作物等の展示に伴う複製等をより円滑に行えるようにするための措置等を講ずるほか、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約(仮称)に対応するため、視覚障害者等に係る権利制限規定の対象者の範囲を拡大する。

- I. デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備
【30条の4、47条の4、47条の5等関係】
- II. 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備 【35条等関係】
- III. 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備 【37条関係】
- IV. アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等 【第31条、第47条、第67条等関係】

平成30年3月19日
文化庁長官官房著作権課

問題の所在

○ IoT・ビッグデータ・人工知能などの技術革新による「第4次産業革命」は我が国の生産性向上の鍵と位置づけられ、これらの技術を活用し著作物を含む大量の情報の集積・組合せ・解析により付加価値を生み出すイノベーションの創出が期待されている。

○ しかし、現在の著作権法は、著作権者の許諾無く利用できる場合に関する規定（権利制限規定）を利用の目的や場面ごとに一定程度具体的に規定している。

○ このため、類似の行為でも条文上明記されていなければ、形式的には違法となり、利用の萎縮が生じているとの指摘や、技術革新を背景とした新たな著作物の利用ニーズへの対応が困難との指摘がある。



< 新たな著作物利用ニーズの例 >

- 所在検索サービス
- 情報解析サービス
- AIによる深層学習
- リバース・エンジニアリング(※) 等

(※)ソフトウェアの調査・解析のため、コンピュータ言語で書かれた内容を人間が読むことができる言語に変換等をする行為。



○ 環境変化に対応した著作物利用の円滑化を図り、新しいイノベーションを促進するため、柔軟な権利制限規定を整備。

○ 「柔軟性のある権利制限規定」の整備の考え方

規定の柔軟性を高めると、立法を待たずに新たな利用行為に対応できるというメリットがある反面、法規範が不明確になり予測可能性が低下するといったデメリットもある。

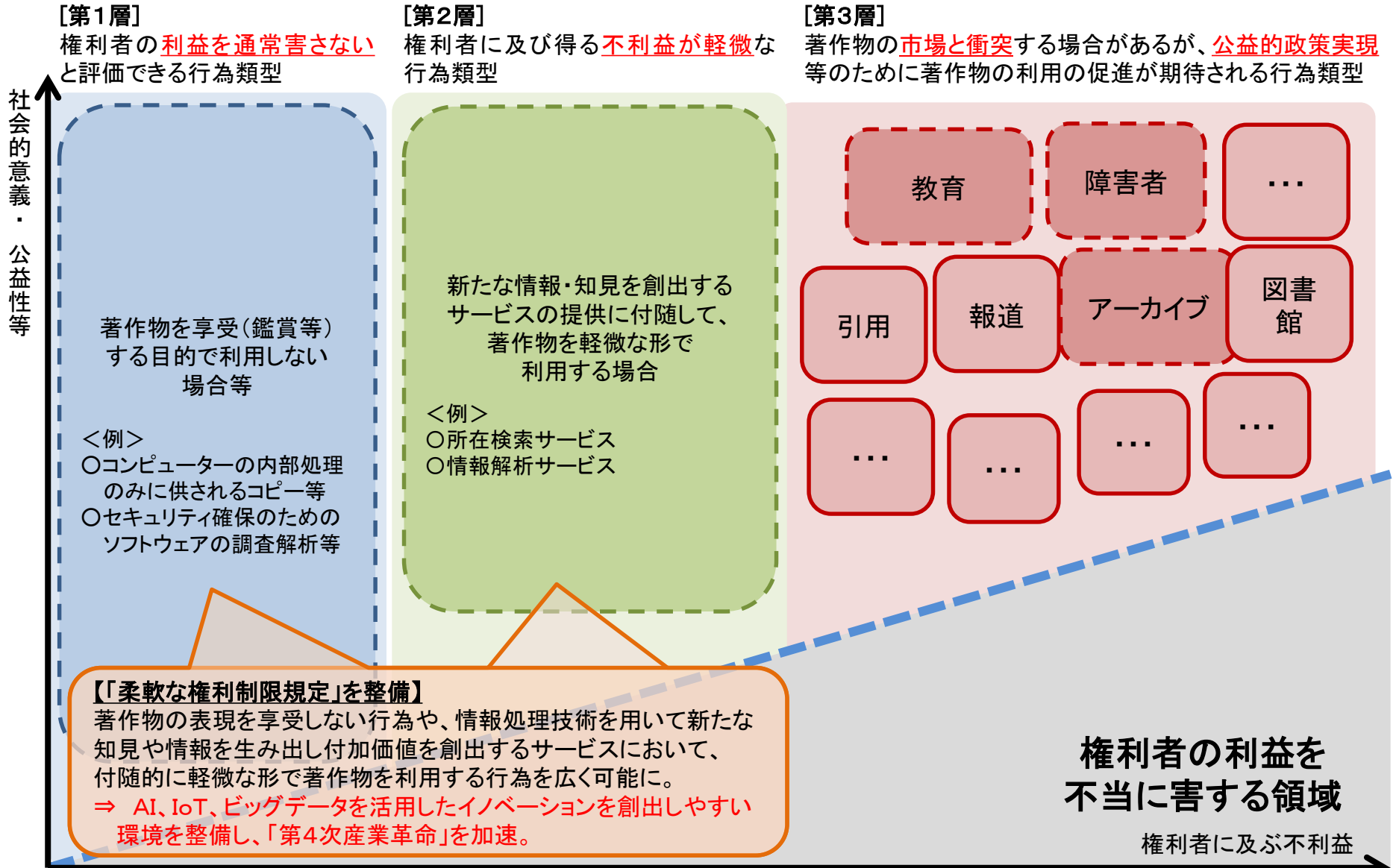
調査結果から、大半の企業や団体は高い法令順守意識から規定の柔軟性より明確性を重視していること等が判明したため、明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規定を組み合わせることが適当とされた。

検討の経緯

- 平成27年度 文化庁において広く国民から著作物利用の現在・将来のニーズを募集（企業等、個人から112件のニーズ提出）文化審議会に柔軟な権利制限規定について集中的・専門的に審議を行うためのワーキングチームを設置し、検討を開始
- 平成28年度 企業向けアンケート等、柔軟な権利制限の効果・影響に関する調査を実施
- 平成29年4月 「文化審議会著作権分科会報告書」をとりまとめ

権利制限規定に関する3つの「層」と「柔軟な権利制限規定」がカバーする範囲について

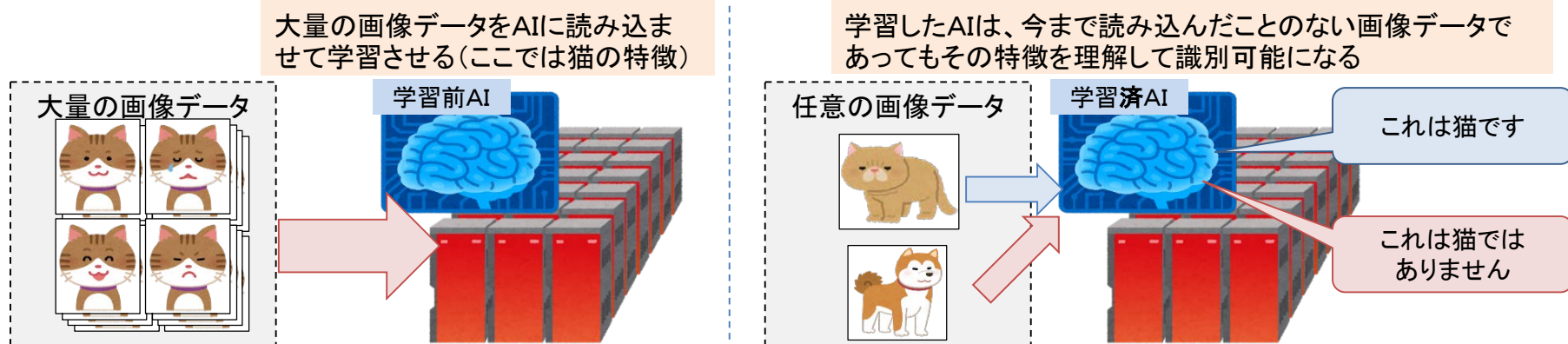
- 「文化審議会著作権分科会報告書」(平成29年4月)を踏まえ、権利者に及び得る不利益の度合いに応じて分類した3つの「層」のうち、権利者に及ぼす不利益が少ない「第1層」、「第2層」について、「柔軟性のある権利制限規定」を整備する。
- 「第3層」は、「私益(権利者の利益)」と「公益」との調整に関する政策判断を要するため、一義的には、利用の目的ごとに民主的正当性を有する立法府において制度の検討を行うことが適当。



「柔軟な権利制限規定」による対応が求められている新たなニーズの例

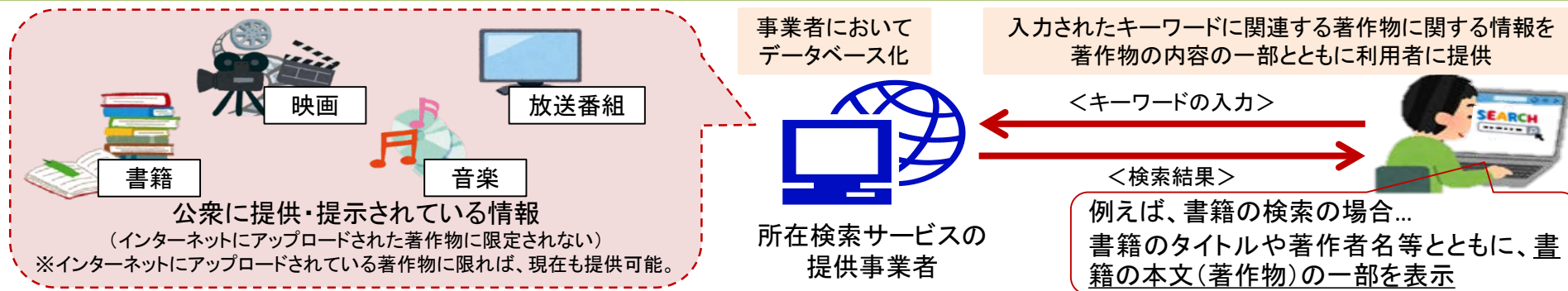
AIによる深層学習

AIに大量の情報を入力して分析させ、人間のサポート無しにそれらの情報が何であるか等を判断できるようにする学習方法。



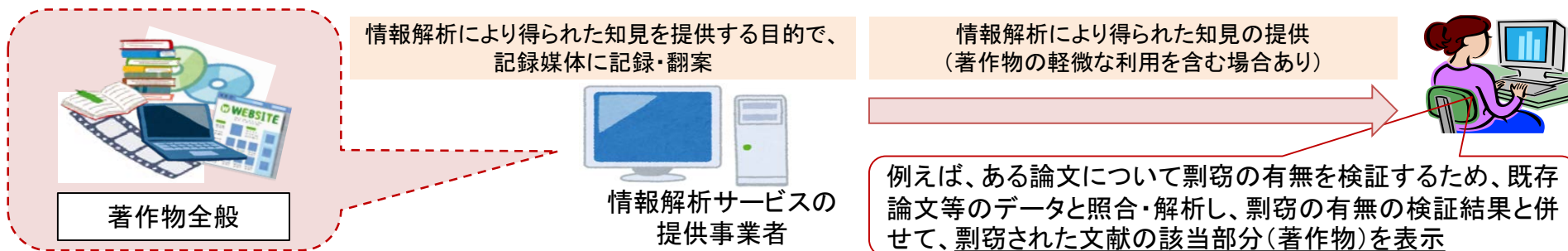
所在検索サービス

広く公衆がアクセス可能な情報の所在を検索可能にするとともに、その一部を検索結果と併せて表示するサービス



情報解析サービス

広く公衆がアクセス可能な情報を収集して解析し、求めに応じて解析結果を提供するサービス



「柔軟な権利制限規定」の整備のイメージ(概要)

- 現行法でも、第1層、第2層のコンセプトが妥当する権利制限規定が複数整備されている。
- 今回、現在把握されていないニーズや将来の新たなニーズに対応できるよう、**現行規定を包含するより包括的な3つの「柔軟な権利制限規定」を新設**する。改正に伴い、現行規定は削除し、これらを包含する新しい規定に統合する。

<現行法>

第1層(権利者の利益を通常害さない行為類型)

- 30条の4 (著作物の利用に係る技術開発・実用化の試験のための利用)
- AI開発 (ディープラーニングの一部)
- 47条の7 (電子計算機による情報解析のための複製等)
- 47条の4 (複製機器の修理・交換のための一時的複製)
- 47条の5 (サーバー管理者による送信の障害防止や効率化等のための複製)
- サイバーセキュリティ確保等のためのソフトウェアの調査解析 (リバース・エンジニアリング)
- 47条の8 (電子計算機におけるキャッシュのための複製)
- ネットワークの機能向上のためのキャッシュ
- 47条の9 (ネットワークを通じた情報提供準備に必要な情報処理のための複製等)

第2層(権利者に及ぶ不利益が軽微な行為類型)

- 所在検索サービス
 - 47条の6 (インターネット情報検索のための複製等)
 - 書籍検索 Etc.
 - Etc. Etc.
- 情報解析サービス
 - 論文剽窃検証 Etc.
 - 口コミ分析 Etc.
 - Etc. Etc.

<新たに整備する「柔軟な権利制限規定」>

第1層(権利者の利益を通常害さない行為類型)

新30条の4
(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)

新47条の4
(電子計算機における著作物の利用に付随する利用等)

第2層(権利者に及ぶ不利益が軽微な行為類型)

新47条の5
(新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果提供に付随する軽微利用等)

「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」に関する権利制限規定(新30条の4)(第1層)

- 現行規定**では利用目的や利用の態様に関し「**個別具体的な要件**」があり、現在又は将来のニーズへの対応に課題。
- 第1層**は、権利者の利益を通常害さない行為類型であることから、「**柔軟性の高い規定**」を整備。
- 具体的には、権利制限を正当化する根拠に着目した「**より抽象的な要件**」を規定し、その要件を満たす行為は**包括的に権利制限の対象とする**。その際、予測可能性の観点から現行規定を当該行為の例示として整理・統合。

<現行法>

第1層(権利者の利益を通常害さない行為類型)

- 著作物の利用に係る技術開発・実用化の試験のための利用(30条の4)

➡ 目的が「**技術開発**」等に**限定**されているため「**基礎研究**」等が**対象外**となる可能性

- 電子計算機による情報解析のための複製等(47条の7)

➡ 情報解析の方法が「**統計的**」な解析に**限定**されているため、AI開発のためのディープラーニングで採用されている「**代数的**」「**幾何学的**」な解析が**対象外**となる可能性

利用方法が「**複製・翻案**」に**限定**されているためAI開発用データセットを複数の事業者で共有する行為(「**公衆送信**」等)が**対象外**となる可能性

- サイバーセキュリティ確保等のためのソフトウェアの調査解析(リバース・エンジニアリング)

- その他の新たなニーズに関わる利用【**規定なし**】

➡ 同様の概念(著作物の享受を目的としない行為)が**妥当**する新たなニーズが将来生じたとしても、現行規定の**対象外**の行為に対応するにはその都度法改正が必要。

<新たに整備する「柔軟性のある権利制限規定」>

第1層(権利者の利益を通常害さない行為類型)

- 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用(新30条の4)

【条文の骨子】

包括的に規定

著作物は、次に掲げる場合その他の当該**著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない場合**には、その必要と認められる限度において、**いずれの方法によるかを問わず**、利用することができる。

利用方法は限定せず

ただし、**著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない**。

- ① 著作物利用に係る技術開発・実用化の試験
- ② 情報解析
- ③ ①②のほか、人の知覚による認識を伴わない利用

どのような行為が上記に該当するかをわかりやすく示す観点(予測可能性の確保)から、現行の関連規定にかかわる行為を本条の対象行為として例示

「電子計算機における著作物利用に付随する利用等」に関する権利制限規定(新47条の4)(第1層)

- **現行規定**では利用目的や利用の態様に関し「**個別具体的な要件**」があり、現在又は将来のニーズへの対応に課題。
- **第1層**は、権利者の利益を通常害さない行為類型であることから、「**柔軟性の高い規定**」を整備。
- 具体的には、権利制限を正当化する根拠に着目した「**より抽象的な要件**」を規定し、その要件を満たす行為は**包括的に権利制限の対象とする**。その際、予測可能性の観点から現行規定を当該行為の例示として整理・統合。

<現行法>

第1層(権利者の利益を通常害さない行為類型)

●電子計算機におけるキャッシュのための複製(47条の8)

●サーバー管理者による送信障害防止等のための複製(47条の5)

➡ 目的が「送信障害防止」等に限定されており、送信が円滑又は効率的に行うためのキャッシュには様々なものがある中で、この限定に該当しないものは対象外となる可能性
「複製」に限定されているため分散処理(グリッドコンピューティング)等「公衆送信」を伴うものが対象外となる可能性

●ネットワークでの情報提供準備に必要な情報処理のための複製等(47条の9)

●複製機器の保守・修理のための一時的複製(47条の4第1項)

●複製機器の交換のための一時的複製(47条の4第2項)

➡ 「同機種」への交換に限定されているため「類似機種」への交換は対象外となる可能性

●サーバーの滅失等に伴ったバックアップのための複製(47条の5)

●その他の新たなニーズに関わる利用【規定なし】

➡ 同様の概念(電子計算機における著作物の利用に付随する利用等)が妥当する新たなニーズが将来生じたとしても、現行規定の対象外の行為に対応するにはその都度法改正が必要。

<新たに整備する「柔軟性のある権利制限規定」>

第1層(権利者の利益を通常害さない行為類型)

●電子計算機における著作物の利用に付随する利用等(新47条の4)

【条文の骨子】

<Ⅰ. キャッシュ等関係>

著作物は、次に掲げる場合その他これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うために当該利用に付随する利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、**いずれの方法によるかを問わず**、利用することができる。
利用方法は限定せず

包括的に規定

ただし、著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない。

- ①電子計算機におけるキャッシュのための複製
- ②サーバー管理者による送信障害防止等のための複製
- ③ネットワークでの情報提供準備に必要な情報処理のための複製等

予測可能性確保の観点から、現行の関連規定にかかわる行為を本条の対象行為として例示

<Ⅱ. バックアップ等関係>

著作物は、次に掲げる場合その他これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を行うことができる状態の維持・回復を目的とする場合には、その必要と認められる限度において、**いずれの方法によるかを問わず**、利用することができる。

ただし、著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない。

- ①複製機器の保守・修理のための一時的複製
- ②複製機器の交換のための一時的複製
- ③サーバーの滅失等に備えたバックアップのための複製

「新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果の提供に付随する軽微利用等」に関する権利制限規定(新47条の5)(第2層)

- **現行規定**では利用目的や利用の態様に関し「**個別具体的な要件**」があり、現在又は将来のニーズへの対応に課題。
- **第2層**は、権利者に及ぶ不利益が軽微な行為類型であることから、**社会的意義の認められる利用目的で大きくりに範囲を画定**するとともに、**権利者の正当な利益保護のための一定の配慮**を行いつつ、**相当程度柔軟性のある規定**を整備。現行規定も整理・統合。

＜現行法＞

第2層(権利者に及ぶ不利益が軽微な行為類型)

●インターネット情報検索のための複製等(47条の6)

➡ 対象となるサービスがインターネット情報検索に限定されているため、アナログ情報も含めた検索サービスや情報解析サービス(「書籍等の検索サービス」「論文剽窃検証サービス」等)の他のサービスは対象外。

●その他の新たなニーズに関わる利用【規定なし】

➡ 同様のコンセプト(社会的意義の認められる電子計算機により新たな知見・情報を創出するサービスのための軽微な利用)が妥当する新たなニーズが将来生じたとしても、現行規定の対象外の行為に対応するにはその都度法改正が必要。

＜新たに整備する「柔軟性のある権利制限規定」＞

第2層(権利者に及ぶ不利益が軽微な行為類型)

新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果提供に付随する軽微利用等(新47条の5)

【条文の骨子】

社会的意義の認められる利用目的で大きくりに範囲を画定

著作物は、電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出する次に掲げる行為を行う者(政令で定める基準に従う者に限る。)は、必要と認められる限度において、当該情報処理の結果の提供に付随して、**いずれの方法によるかを問わず、軽微(※)な利用**を行うことができる。

利用方法は限定せず

権利者の利益への一定の配慮

(※)利用される著作物の割合、量、表示の精度等を総合考慮の上で判断。

ただし、**著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない。**

- ① 所在検索サービス(=求める情報を特定するための情報や、その所在に関する情報を検索する行為)
- ② 情報解析サービス(=大量の情報を構成する要素を抽出し解析する行為)
- ③ ①②のほか、電子計算機による情報処理により新たな知見・情報を創出する行為であって国民生活の利便性向上に寄与するものとして政令で定めるもの

現在想定される利用目的を明記しつつ、将来のニーズにも対応できるようバスケット条項を整備(明確性・法的安定性の確保と対応の迅速性の観点から政令に委任)

※上記の準備のためのデータベースの作成等も権利制限の対象。

問題の所在

- 教育機関の授業の過程における著作物の利用は、①対面授業のために複製することや、②対面授業で複製等したものを同時中継の遠隔合同授業のために公衆送信することは、著作権の権利制限規定(第35条)により、**無許諾で可能**。
- その他の公衆送信は権利者の許諾が必要となっており、教育関係者から、権利処理の煩雑さなどから、学校等におけるICTを活用した教育において教育上必要な著作物が円滑に利用できていないとして、著作権制度等の見直しを求める声があった。

現行著作権法における学校等の授業の過程における著作物の利用の取扱い

権利制限あり(無許諾・無償)

(著作権法第35条第1項)

複製

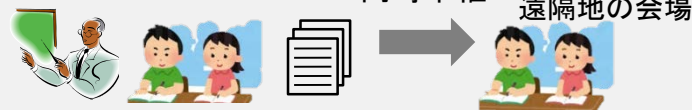
対面授業で使用する資料として印刷・配布



権利制限あり(無許諾・無償)

(著作権法第35条第2項)

遠隔合同授業のための公衆送信



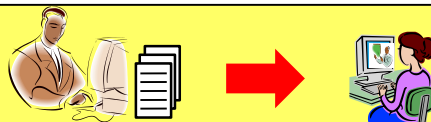
対面授業で使用した資料や講義映像を遠隔合同授業(同時中継)で他の会場に送信

検討課題

その他の公衆送信全て

権利制限なし(許諾を得て利用)

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



検討の経緯

- 平成26年度 文化審議会著作権分科会での議論を受け、調査研究を実施(外国調査等)。
- 平成27～28年度 権利者・教育関係者間の意見を聴取しつつ、審議。
- 平成29年4月 「文化審議会著作権分科会報告書」をとりまとめ。

- 教育機関の授業の過程における公衆送信による著作物の利用を広く権利制限の対象とし、これを無許諾で行うことを可能とする。
- その際、現行法上無償の行為(複製等)は無償を維持しつつ、新たに無許諾で利用が可能となる公衆送信について一元的な窓口への補償金の支払を求める。

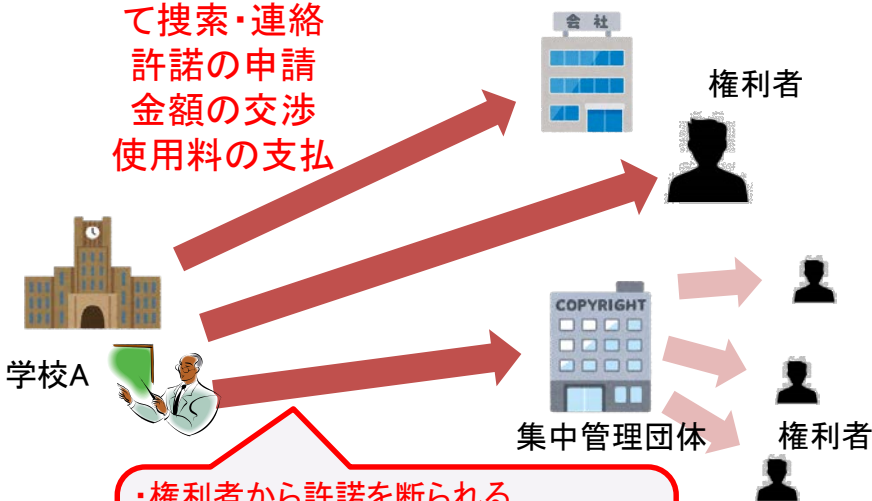
学校等の授業の過程で著作物の公衆送信を行う際の著作権処理の取扱い(※)

※現在権利制限の対象のものを除く。

現在

著作物毎に、利用の都度許諾を得ることと対価を支払うことが必要

各権利者に対して
検索・連絡
許諾の申請
金額の交渉
使用料の支払



- ・権利者から許諾を断られる
- ・権利者の連絡先が不明
- ・集中管理されていない権利者が多い
- ・手続きが煩雑で授業に間に合わない

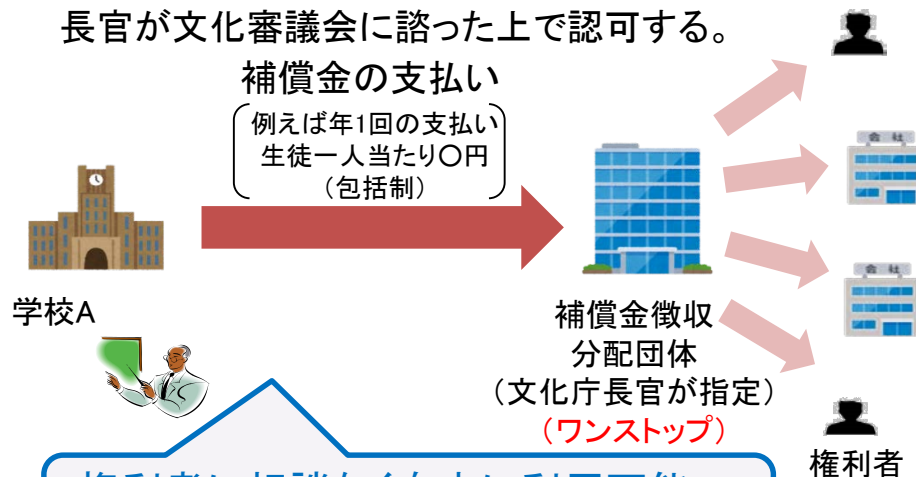
改正案

権利制限により、ワンストップの窓口で一定の補償金を支払えば著作物を適法に利用可能

※補償金額については、補償金徴収分配団体が教育関係者からの意見聴取を経て申請し、文化庁長官が文化審議会に諮った上で認可する。

補償金の支払い

〔例えば年1回の支払い
生徒一人当たり〇円
(包括制)〕



- ・権利者に相談なく自由に利用可能
- ・簡便な手続き

Ⅲ. 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備【第37条関係】

- ・現行法上、視覚障害者等のための書籍の音訳等は、権利制限規定により、権利者の許諾なく行うことが可能(第37条)。
- ・今回、マラケシュ条約(※)締結のために必要な規定の整備として、この受益者の範囲を拡大し、**肢体不自由**のために書籍を保持したりページをめくれない人など、**障害によって書籍を読むことが困難な者を広く対象**とする。

(※)マラケシュ条約：視覚障害者や判読に障害のある者のための著作権の制限及び例外等について国際的な法的枠組みを構築し、視覚障害者等による発行された著作物の利用機会を促進することを目的とする条約。(平成28年9月発効)

Ⅳ. アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等【第31条、第47条、第67条等関係】

○作品の展示に伴う美術・写真の著作物の利用【第47条関係】

美術館等が作品を展示する際、作品の解説・紹介をするために、**タブレット端末のような電子機器**に美術・写真の著作物を掲載することを可能とする。また、美術館等が展示する作品の情報を**インターネット**で紹介する際、美術・写真の著作物の**サムネイル画像(小さな画像)**を合わせて提供することを可能とする。

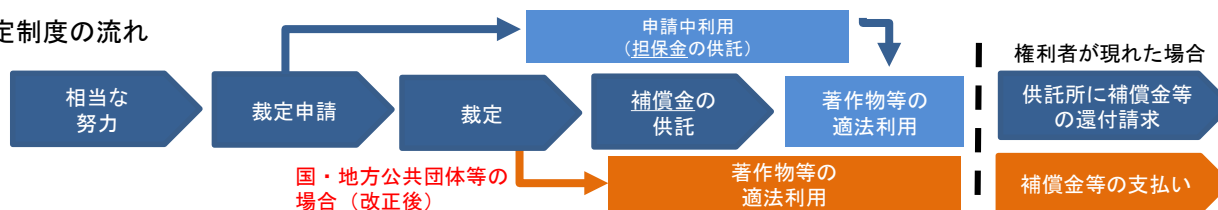
※現行制度上、美術館等が作品を展示する際、観覧者のために、作品の解説・紹介をするための小冊子に美術・写真の著作物を掲載することが可能。

○著作権者不明等著作物の裁定制度の見直し【第67条等関係】

著作権者不明等著作物の利用を円滑化するため、権利者と連絡がとれた場合に補償金等の支払を確実に行うことが期待できる**国や地方公共団体等**については、**事前の供託を求めないもの**とする。

※現行制度上、著作権者が不明である等の理由により、権利者と連絡することができない場合に、文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託することで、著作物を利用することができる。

【参考】裁定制度の流れ



○国立国会図書館による外国の図書館への絶版等資料の送信【第31条関係】

外国における日本研究の発展等に貢献することを目的として、国立国会図書館が**外国の図書館**にも絶版等資料を送信できるようにする。

※現行制度上、絶版等の理由で入手困難な著作物は、国会図書館の図書館送信サービスを通じて日本各地の公共図書館等に当該資料を発信することが可能。